

佐世保工業高等専門学校図書館規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第56条第2項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校に図書館を置き、その管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書及びその他の教育・研究上必要な資料を収集・整理・管理して、本校教職員並びに学生の利用に供することを目的とする。

(図書館長)

第3条 図書館に図書館長を置く。

2 図書館長は、本校の教授及び准教授の中から校長が選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(図書館長の職務)

第4条 図書館長は、校長の命を受け、次の事項を掌理する。

- 一 図書及びその他の資料の収集及び整理に関すること。
- 二 図書館利用の指導及び調整に関すること。
- 三 教員の行なう教育・研究に対する協力に関すること。
- 四 図書館に関する調査及び渉外活動に関すること。
- 五 その他図書館運営上必要な事項

(図書委員会)

第5条 図書館の円滑なる運営を図るため、校長の諮問機関として図書委員会を置く。

2 図書委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な規程は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。